

答 申 第 1 3 号

平成 16 年 7 月 7 日

仙台市長 藤井 黎 様

仙台市情報公開審査会

会長 渡 邊 克 彦

仙台市情報公開条例第 1 8 条の規定に基づく諮問について（答申）

平成 1 6 年 2 月 2 0 日付健保保第 2 0 3 号で諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第 1 2 号 「東北大学医学部の名義貸し問題について仙台市が行った医療法上の立入検査に関する文書」の一部開示決定に対する異議申立てについて

答 申
(諮問第 1 2 号)

1 審査会の結論

仙台市長（以下「実施機関」という。）の行った一部開示決定に係る非開示部分のうち，別表「開示が相当とされる部分」欄記載の情報を非開示としたことは妥当でなく，開示されるべきであるが，その余の部分を非開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ては，異議申立人（以下「申立人」という。）が仙台市情報公開条例（平成 12 年仙台市条例第 80 号，以下「条例」という。）に基づき，「東北大学医学部の名義貸し問題について仙台市が行った医療法上の立入検査に関する文書」の開示を請求したのに対し，実施機関が平成 16 年 2 月 2 日付で一部開示決定したことについて，その取消しを求めたものである。

3 申立人の主張要旨

申立人が主張した異議申立ての理由は，異議申立書及び意見書に記載のとおりである。（別添 1 参照）

4 実施機関の説明

実施機関が行った非開示理由についての説明は，非開示理由説明書に記載のとおりである。（別添 2 参照）

5 審査会の判断

(1) 本件異議申立ての対象公文書（以下「本件対象公文書」という。）について

本件対象公文書は，実施機関が，東北大学大学院医学系研究科（以下「東北大医学研究科」という。）の医師の名義貸し問題について，東北大医学研究科から任意で内部調査資料の提供を受け，当該資料の情報を基に医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 25 条第 1 項に基づく医療機関への報告徴収及び立入検査（以下「本件調査」という。）を行った際に作成，取得した文書であり，以下のもので構成されている。

平成 15 年 10 月 29 日付医師の「名義貸し」に係る調査結果について（回答）（以下「文書 1」という。）

東北大医学研究科から当市に提出された同科における医師の名義貸し問題調査委員会の調査結果等の資料で，同科における調査結果の内容が記載された「調査結果」及び名義貸し等を行った医師ごとに病院名，期間，勤務形態等が記載された「調査結果の表」等で構成されている。

平成 15 年 10 月 30 日付医師の「名義貸し」に係る調査結果について（送付）（以下「文書 2」という。）

東北大医学研究科から提出された資料を各保健所長に送付した際の文書で，文書 1 の写し等で構成されている。

平成 15 年 10 月 31 日付医師の「名義貸し」に係る調査結果について（送付）（以下「文書

3」という。)

東北大医学研究科から追加で提供のあった資料を各保健所長に送付した際の文書で、名義貸し等を行った医師の氏名の記載のある「調査結果の表」等で構成されている。

平成 15 年 11 月 7 日付医師の名義借りに係る医療機関検査担当者会議（以下「文書 4」という。）

平成 15 年 11 月 7 日に宮城県で行われた立入検査担当者会議の資料で、文書 1 の「調査結果」、文書 3 の「調査結果の表」、宮城県で作成した「東北大学医学部の「名義貸し調査結果」について」及び「東北大学による資料」並びに立入検査の実施要領等で構成されている。

平成 15 年 11 月 7 日付医師の「名義貸し」に係る医療法第 25 条第 1 項の規定による立入検査について（通知）（以下「文書 5」という。）

宮城県保健福祉部長が当市保健衛生部長に宛てた関係保健所長に立入検査依頼を行った旨の通知で、上記文書 4 の「調査結果」、「調査結果の表」、「東北大学医学部の「名義貸し調査結果」について」、「東北大学による資料」及び立入検査の実施要領等で構成されている。

平成 15 年 12 月 11 日付特別立入検査の結果報告について（以下「文書 6」という。）
太白保健所長が仙台市長あて提出した医療機関の立入検査の結果報告書で、調査結果をまとめた「東北大学医学部の「名義貸し」に係る医療機関立入検査結果」、医療機関から提出された「医療法第 25 条第 1 項の規定による立入検査に係る報告書」及びその添付書類で個別の医師の勤務実態を記載した「医師の勤務実態調査表」等で構成されている。

平成 15 年 12 月 19 日付医師の「名義貸し」に係る医療法第 25 条第 1 項の規定による医療機関立入検査について（以下「文書 7」という。）

若林保健所長が仙台市長あて提出した医療機関の立入検査の結果報告書で、上記文書 6 と同様の文書で構成されている。

平成 15 年 12 月 22 日付医療法第 25 条第 1 項の規定による立入検査について(報告)（以下「文書 8」という。）

青葉保健所長が仙台市長あて提出した医療機関の立入検査の結果報告書で、上記文書 6 と同様の文書で構成されている。

平成 15 年 12 月 22 日付医師の「名義貸し」に係る医療法第 25 条第 1 項の規定による立入検査の結果について(報告)（以下「文書 9」という。）

宮城野保健所長が仙台市長あて提出した医療機関の立入検査の結果報告書で、上記文書 6 と同様の文書で構成されている。

平成 15 年 12 月 24 日付医師の名義借りに係る医療機関への立入検査結果について（以下「文書 10」という。）

泉保健所長が仙台市長あて提出した医療機関の立入検査の結果報告書で、上記文書 6 と同様の文書で構成されている。

平成 16 年 1 月 9 日付医師の「名義貸し」に係る立入検査の結果集計表の内容確認について（依頼）（以下「文書 11」という。）

保健医療課でまとめた立入検査結果の集計表について内容に間違いがないかを各保健所に照会した際の文書で、各保健所からの報告を集計した「医師の名義貸しに係る立入検査結果集計表（仙台市分）」等で構成されている。

平成 16 年 1 月 13 日付医師の「名義貸し」に係る医療法第 25 条第 1 項の規定による立入検査の結果について(報告)(以下「文書 12」という。)

当市における調査結果を宮城県に報告した文書で、文書 6 から文書 10 の文書等で構成されている。

平成 16 年 1 月 14 日付医師の「名義借り」に係る医療機関立入検査担当国会議資料(以下「文書 13」という。)

平成 16 年 1 月 14 日に宮城県で開催された担当国会議の資料で、宮城県がまとめた検査結果、プレス発表案、病院別の検査結果一覧等で構成されている。

平成 16 年 1 月 20 日付医師の「名義貸し」に係る医療法第 25 条第 1 項の規定による立入検査の結果について(情報提供)(以下「文書 14」という。)

当市の立入検査結果について厚生労働省に情報提供した文書で、文書 6 から文書 10 の文書、文書 11 の「医師の名義貸しに係る立入検査結果集計表(仙台市分)」及び病院別の検査結果一覧等で構成されている。

平成 16 年 1 月 20 日付医師の「名義貸し」に係る医療法第 25 条第 1 項の規定による立入検査の結果について(情報提供)(以下「文書 15」という。)

当市の立入検査結果について宮城社会保険事務局に情報提供した文書で、文書 14 の文書等で構成されている。

なお、上記 から の文書名は、実施機関が一部開示決定した際に特定したものを使用している。

これらの文書において、実施機関が非開示とした情報(以下「本件非開示情報」という。)及び非開示事由は別表「実施機関が非開示とした情報及び非開示事由」欄記載のとおりである。以下、非開示事由ごとにその該当性を検討する。

(2) 条例第 7 条第 2 号該当性について

ア 条例第 7 条第 2 号は、個人のプライバシーの保護を十全ならしめるため、特定の個人が識別され得るような形で、個人に関する情報が記録されている公文書については、同号ただし書イ(法令等又は慣行により公にされ、又は公にすることが予定されている情報)、ロ(人の生命、財産等を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報)又はハ(公務員の職務の遂行に係る情報)に該当する場合を除き、これを開示しないこととする旨定めたものである。

イ 本件非開示情報中、医師の氏名、所属、勤務形態等、名義貸しをした医師個人が直接識別され、又は他の情報と組み合わせることにより識別され得る情報(以下「本件個人識別情報」という。)は、同号本文に該当する情報であり、同号ただし書イ、ロ又はハのいずれにも該当するとは認められないので、非開示が相当と認められる。

ウ 一方、本件個人識別情報には、名義借りをした医療機関の情報としての側面を有する情報が含まれている。このような情報のうち、当該情報のみを分離して開示することにより、当該個人を識別することとならない情報については、他の非開示情報に該当する場合を除き開示が相当と認められる。

エ 以上をもとに、本件非開示情報中、当審査会が同号本文に該当し非開示が相当と認める情報は以下のとおりである。

文書 1 及び文書 2 における「東北大学における調査結果の表」中「当時の所属」、「当

時の身分」,「期間」及び「勤務形態」の記載

文書 3, 文書 4 及び文書 5 における「東北大学における調査結果の表」中「当時の所属」,「氏名」,「当時の身分」,「期間」及び「勤務形態」の記載

文書 4 及び文書 5 における「東北大学による資料」中「所属区分」,「当時の身分」,「氏名」,「当時の所属」,「期間」及び「勤務形態」の記載

文書 6, 文書 7, 文書 8, 文書 9, 文書 10, 文書 12, 文書 14 及び文書 15 における「医師の勤務実態調査票」中「氏名」,「非常勤の場合の勤務実態」及び「備考」の記載

文書 6, 文書 7, 文書 8, 文書 9, 文書 10, 文書 12, 文書 14 及び文書 15 における「名義借りをしていた医師の状況調書(医療機関立入検査時)」中「名義借りの医師の氏名」,「生年月日」,「免許登録番号, 免許登録年月日」,「実際の勤務先」,「名義借りの態様」,「現在の所属先」及び「連絡先(住所・電話等)」の記載並びに「報酬の支払方法」の記載のうち医師の氏名

文書 8, 文書 9, 文書 10, 文書 12, 文書 14 及び文書 15 における「名義借りをしていた医師の状況調書(医療機関立入検査時の医師数に反映しないもの)」中「名義借りの医師の氏名」,「生年月日」,「免許登録番号, 免許登録年月日」,「実際の勤務先」,「名義借りの態様」,「現在の所属先」及び「連絡先(住所・電話等)」の記載

文書 9 における「医療法第 25 条第 1 項の規定による立入検査に係る報告書」中「名義借りを行った経緯, 方策等」の記載のうち医師の氏名, 診療科名及び勤務期間

文書 9 における「病院顧問医師の勤務について」の全ての記載

文書 10 における平成 15 年 12 月 12 日付「医療法第 25 条第 1 項の規定による立入検査に係る報告書」中「今後の改善方法等について」の記載

文書 11, 文書 14 及び文書 15 における「医師の名義貸しに係る立入検査結果集計票(仙台市分)」中「医師名」及び「当時の所属」の記載

(3) 条例第 7 条第 3 号の該当性について

ア 条例第 7 条第 3 号は, 法人等又は事業を営む個人の自由な事業活動を尊重し, 保護する立場から, 公にすることにより事業を行うものの当該活動における正当な権利利益を害するおそれがある情報については, 同号ただし書の場合を除き, これを非開示とする旨を定めたものである。

イ 実施機関は, 名義借りをした医療機関が識別される情報を公にすることにより, 当該医療機関の権利, 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもので, 同号イに該当する旨主張する。

ウ ところで, 同号イは「公にすることにより, 当該法人等又は権利, 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を非開示とする旨規定している。そして, この規定の解釈については, 条例第 1 条の「市の保有する情報の一層の公開を図り, もって市が市政に関し市民に説明する責務を全うするとともに, 市民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な市政の推進に資することを目的とする。」との規定及び同第 3 条の「条例の解釈及び運用に当たっては, 公文書の開示を請求する権利を十分に尊重するとともに, 個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。」との規定の趣旨並びに同号イにおいて「正当な利益」と規定していることから, 当該情報が開示されることにより, 法人等の事業活動等に何らかの不利益が生じ

るおそれがあるというだけでは足りず，その有している競争上等の地位が当該情報の開示によって具体的に侵害されることが客観的に明白な場合を指すものと解するのが相当であり，その判断は，当該情報の内容，性質をはじめとして，法人等の事業内容，当該情報が事業活動においてどのような意味を有しているか等の諸般の事情を総合的に考慮して判断すべきものである。

エ これを本件について見るに，名義借りをした医療機関が識別される情報を公にすることによる当該医療機関の競争上の地位等の具体的侵害について，当審査会においてこれを認めるにはいたらなかった。したがって，医療機関の識別情報は，同号イに該当しない。

オ 一方，医療機関の医師数やその充足率に関する情報，名義借りをを行った医療機関から提出された報告書における「名義借りを行った経緯，方法等」や「今後の改善方針等」の記載については，医療機関の経営方針等に係る内部管理情報として同号イに該当する可能性があるので，以下検討する。

カ 医療機関の医師数やその充足率に関する情報は，当該医療機関の人事管理に係る情報であって，一般的には医療機関が自主的に運営を図るための事業運営上の地位を害するおそれのある情報というべきものであるが，しかしながら本件においては，当該情報が医師の名義貸しという不正行為の調査を目的に収集され，当該調査の中心となる情報のひとつであること，当該情報が単独で公にされたとしても当該医療機関に具体的な権利，利益の侵害が発生する可能性は少ないと認められることからすると，当該医療機関の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認めることはできず，同号イには該当しない。

キ 次に名義借りをを行った医療機関から提出された報告書における「名義借りを行った経緯，方法等」や「今後の改善方針等」の記載については，その多くが単なる事実や今後改善する旨の記載に止まっており，このような記載は，当該医療機関の権利，利益を侵害するものとは認められず，同号に該当しないが，一部，具体的な医師確保方策等の記載は，当該医療機関の競争上の地位に直接結びつく可能性のある情報であって，このような情報は同号イに該当する。

ク また，実施機関は，従来から医療法第 25 条第 1 項に基づく報告徴収，立入検査の結果は公表しておらず，本件調査も公表を前提としていないことを理由に，名義借りをを行った医療機関から提出された報告書について，当該医療機関においても公表されないとの認識の下で提出したものと認められるものであり，同号ロに該当する旨主張する。

ケ しかしながら，同報告書は，医療法第 25 条第 1 項に基づく報告として医療機関から提出されたと認められるところ，同法 25 条第 1 項は，実施機関に医療機関の意思に係らず報告徴収をなし得る権限を与えているものであって，仮に公表しないとの合意があったとしても，そのような条件を付することを合理的なものと認めることはできない。したがって，名義借りをを行った医療機関から提出された報告書は同号ロに該当しない。

コ 以上をもとに，当審査会で同号に該当する情報として非開示が相当と認めるものは，同号イに該当する以下の記載である。

文書 7 における「医療法第 25 条第 1 項の規定による立入検査に係る報告書」中「今後の改善方針等」の記載

(4) 条例第 7 条第 6 号の該当性について

- ア 条例第 7 条第 6 号は、市の機関又は国若しくは他の地方公共団体等が行う事務又は事業に関する情報について、その性質上、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報については、これを非開示とする旨を定めたものである。
- イ 実施機関は、医療機関に対する立入検査業務を円滑に遂行するためには、医療機関の協力が不可欠であり、公表を前提としていない本件調査の結果を開示することにより、今後の立入検査の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、本件非開示情報が同号に該当する旨主張する。
- ウ 本件対象公文書は、医療法第 25 条第 1 項に基づき医療機関に対し行われた報告徴収及び立入検査に関連して作成、取得されたものであることから、同号イの「監査、検査、取締り又は試験に係る事務」に係る情報であると認められるが、これを非開示とするためには、公にすることにより、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれその他当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合に限られることから、以下この点について検討する。
- エ 実施機関は、本件のような調査において、今後調査対象の医療機関の協力が得られなくなり、結果として今後の調査業務に支障が生じる旨主張しているものと認められるが、5 (3) ケで述べたとおり、実施機関は調査対象の医療機関に対しその意思に係らず医療法第 25 条第 1 項に基づく報告徴収、立入検査を行い得るし、医療機関側もこれを拒否することはできないのであるから、今後調査対象の医療機関の協力が得られなくなるおそれを指摘しての実施機関の主張には理由がない。
- オ 一方、東北大医学研究科から提供された内部調査資料については、医療法の規定によらず、あくまで任意に提供されたものである。しかしながら、同号に該当するというためには、当該情報を開示することによる支障が、単なる抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性が要求されるものであるが、当審査会においてこれを認めるにはいたらなかった。
- カ したがって、本件非開示情報は同号に該当しない。

(5) 結論

以上のとおり、5 (2) エ から まで及び 5 (3) コ の情報については、非開示が相当であるが、その余の本件非開示情報すなわち別表「開示が相当とされる部分」欄記載の情報については、非開示とする理由がないので開示が相当である。よって、冒頭のとおり判断する。

審査会の処理経過

(諮問第 12 号)

年 月 日	内 容
平成 16 . 2 . 23	・ 諮問を受けた
16 . 3 . 11	・ 実施機関 (健康福祉局保健衛生部保健医療課) から理由説明書を受理した
16 . 3 . 29 (平成 15 年度 第 5 回審査会)	・ 実施機関 (健康福祉局保健衛生部保健医療課) から意見を聴取した ・ 諮問の審議を行った
16 . 3 . 31	・ 異議申立人から意見書を受理した
16 . 5 . 13 (平成 16 年度 第 1 回審査会)	・ 諮問の審議を行った
16 . 6 . 22 (第 2 回審査会)	・ 諮問の審議を行った

別表

文書	実施機関が非開示とした情報及び非開示事由				開示が相当とされる部分
	非開示部分	全部一部	非開示情報	非開示事由	
文書 1	東北大学における調査結果の表	全部	「当時の所属」「当時の身分」「病院名」「県名」「市町村名」「期間」「勤務形態」「報酬の有無」「保険の加入状況」	6号イ	「当時の所属」「当時の身分」「期間」「勤務形態」を除く全て
文書 2	東北大学における調査結果の表	全部	「当時の所属」「当時の身分」「病院名」「県名」「市町村名」「期間」「勤務形態」「報酬の有無」「保険の加入状況」	6号イ	「当時の所属」「当時の身分」「期間」「勤務形態」を除く全て
	東北大学医学部による医師の「名義貸し」に係る調査結果	一部	「仙台市内における名義借り及びその類似行為等の数」	6号イ	「仙台市内における名義借り及びその類似行為等の数」
文書 3	東北大学における調査結果の表	全部	「当時の所属」「氏名」「当時の身分」「病院名」「県名」「市町村名」「期間」「勤務形態」「報酬の有無」「保険の加入状況」	2号 6号イ	「当時の所属」「氏名」「当時の身分」「期間」「勤務形態」を除く全て
文書 4	東北大学における調査結果の表	全部	「当時の所属」「氏名」「当時の身分」「病院名」「県名」「市町村名」「期間」「勤務形態」「報酬の有無」「保険の加入状況」	2号 6号イ	「当時の所属」「氏名」「当時の身分」「期間」「勤務形態」を除く全て
	東北大医学部の「名義貸し調査結果」について	全部	「管轄保健所」「医療機関名」「名義貸し及び名義貸し類似行為をした医師の人数」	3号イ 6号イ	全て
	該当医療機関の平成14年度及び平成13年度の医療機関立入検査結果（医師数）	全部	「管轄保健所」「医療機関名」「標準数」「現員数」「充足率」	3号イ 6号イ	全て
	東北大学による資料	全部	「管轄保健所」「医療機関名」「実態区分」「所属区分」「当時の身分」「氏名」「当時の所属」「市町村名」「期間」「勤務形態」「報酬の有無」「保険加入状況」	2号 6号イ	「所属区分」「当時の身分」「氏名」「当時の所属」「期間」「勤務形態」を除く全て

文書 5	東北大学における調査結果の表	全部	「当時の所属」「氏名」「当時の身分」「病院名」「県名」「市町村名」「期間」「勤務形態」「報酬の有無」「保険の加入状況」	2号 6号イ	「当時の所属」「氏名」「当時の身分」「期間」「勤務形態」を除く全て
	東北大医学部の「名義貸し調査結果」について	全部	「管轄保健所」「医療機関名」「名義貸し及び名義貸し類似行為をした医師の人数」	3号イ 6号イ	全て
	該当医療機関の平成14年度及び平成13年度の医療機関立入検査結果（医師数）	全部	「管轄保健所」「医療機関名」「標準数」「現員数」「充足率」	3号イ 6号イ	全て
	東北大学による資料	全部	「管轄保健所」「医療機関名」「実態区」「所属区分」「当時の身分」「氏名」「当時の所属」「市町村名」「期間」「勤務形態」「報酬の有無」「保険加入状況」	2号 6号イ	「所属区分」「当時の身分」「氏名」「当時の所属」「期間」「勤務形態」を除く全て
文書 6	特別立入検査の結果報告について	一部	「医療機関名」	3号イ 3号口 6号イ	「医療機関名」
	東北大学医学部医師の「名義貸し」に係る医療機関立入検査結果	一部	「医療機関名」「標準数」「現員数」「過不足数」「充足率」	3号イ 3号口 6号イ	「医療機関名」「標準数」「現員数」「過不足数」「充足率」
	医療法第25条第1項の規定による立入検査に係る報告書	一部	「医療機関所在地」「医療機関開設者」「常勤」「非常勤」「常勤換算数」「医師数合計」「虚偽報告数」「名義借りを行った経緯，方法等」「今後の改善方針等」	3号イ 3号口 6号イ	「医療機関所在地」「医療機関開設者」「常勤」「非常勤」「常勤換算数」「医師数合計」「虚偽報告数」「名義借りを行った経緯，方法等」「今後の改善方針等」
	医師の勤務実態調査票	全部	「医療機関名」「年度」「医師標準数」「氏名」「常勤」「非常勤」「常勤換算数」「非常勤の場合の勤務実態」「名義借りの有無」	2号 3号イ 3号口 6号イ	「氏名」「非常勤の場合の勤務実態」を除く全て

	名義借りをしていた医師の状況調書 (医療機関立入検査時)	一部	「医療機関名」「名義借り医師の氏名」「生年月日」「免許登録番号, 免許登録年月日」「実際の勤務先」「名義借りの態様」「報酬の支払方法」「現在の所属先」「連絡先(住所・電話等)」	2号 6号イ	「医療機関名」「報酬の支払方法(医師の氏名の記載を除く)」
文書7	東北大学医学部医師の「名義貸し」に係る医療機関立入検査結果	一部	「医療機関名」「標準数」「現員数」「過不足数」「充足率」	3号イ 3号口 6号イ	「医療機関名」「標準数」「現員数」「過不足数」「充足率」
	医療法第25条第1項の規定による立入検査に係る報告書	一部	「医療機関所在地」「医療機関開設者」「常勤」「非常勤」「常勤換算数」「医師数合計」「虚偽報告数」「名義借りを行った経緯, 方法等」「今後の改善方針等」	3号イ 3号口 6号イ	「医療機関所在地」「医療機関開設者」「常勤」「非常勤」「常勤換算数」「医師数合計」「虚偽報告数」「名義借りを行った経緯, 方法等」
	医師の勤務実態調査票	全部	「医療機関名」「年度」「医師標準数」「氏名」「常勤」「非常勤」「常勤換算数」「非常勤の場合の勤務実態」「名義借りの有無」	2号 3号イ 3号口 6号イ	「氏名」「非常勤の場合の勤務実態」を除く全て
	名義借りをしていた医師の状況調書 (医療機関立入検査時)	一部	「医療機関名」「名義借り医師の氏名」「生年月日」「免許登録番号, 免許登録年月日」「実際の勤務先」「現在の所属先」「連絡先(住所・電話等)」	2号 6号イ	「医療機関名」
文書8	東北大学医学部医師の「名義貸し」に係る医療機関立入検査結果	一部	「医療機関名」「標準数」「現員数」「過不足数」「充足率」	3号イ 3号口 6号イ	「医療機関名」「標準数」「現員数」「過不足数」「充足率」
	医療法第25条第1項の規定による立入検査に係る報告書	一部	「医療機関所在地」「医療機関開設者」「常勤」「非常勤」「常勤換算数」「医師数合計」「虚偽報告数」「名義借りを行った経緯, 方法等」「今後の改善方針等」	3号イ 3号口 6号イ	「医療機関所在地」「医療機関開設者」「常勤」「非常勤」「常勤換算数」「医師数合計」「虚偽報告数」「名義借りを行った経緯, 方法等」「今後の改善方針等」

	医師の勤務実態調査票	全部	「医療機関名」「年度」「医師標準数」「氏名」「常勤」「非常勤」「常勤換算数」「非常勤の場合の勤務実態」「名義借りの有無」「備考」	2号 3号イ 3号ロ 6号イ	「氏名」「非常勤の場合の勤務実態」「備考」を除く全て
	名義借りをしていた医師の状況調書（医療機関立入検査時）	一部	「医療機関名」「名義借り医師の氏名」「生年月日」「免許登録番号、免許登録年月日」「実際の勤務先」「現在の所属先」「連絡先（住所・電話等）」	2号 6号イ	「医療機関名」
	名義借りをしていた医師の状況調書（医療機関立入検査時の医師数に反映しないもの）	一部	「医療機関名」「名義借り医師の氏名」「生年月日」「免許登録番号、免許登録年月日」「実際の勤務先」「現在の所属先」「連絡先（住所・電話等）」	2号 6号イ	「医療機関名」
文書9	東北大学医学部医師の「名義貸し」に係る医療機関立入検査結果	一部	「医療機関名」「標準数」「現員数」「過不足数」「充足率」	3号イ 6号イ	「医療機関名」「標準数」「現員数」「過不足数」「充足率」
	医療法第25条第1項の規定による立入検査に係る報告書	一部	「医療機関所在地」「医療機関開設者」「常勤」「非常勤」「常勤換算数」「医師数合計」「虚偽報告数」「名義借りを行った経緯、方法等」「今後の改善方針等」	3号イ 3号ロ 6号イ	「医療機関所在地」「医療機関開設者」「常勤」「非常勤」「常勤換算数」「医師数合計」「虚偽報告数」「名義借りを行った経緯、方法等（医師の氏名、診療科名及び勤務期間の記載を除く。）」「今後の改善方針等」
	病院顧問医師の勤務について	全部	「医師の個人名」「診療科名」「勤務内容」「勤務実績」「現在の勤務態様」	2号 3号ロ 6号イ	
	医師の勤務実態調査票	全部	「医療機関名」「年度」「医師標準数」「氏名」「常勤」「非常勤」「常勤換算数」「非常勤の場合の勤務実態」「名義借りの有無」「備考」「標準医師数、常勤医師数、常勤換算後、計、医師充足率」	2号 3号イ 3号ロ 6号イ	「氏名」「非常勤の場合の勤務実態」「備考」を除く全て

	名義借りをしていた医師の状況調書 (医療機関立入検査時)	一部	「医療機関名」「名義借り医師の氏名」「生年月日」「免許登録番号, 免許登録年月日」「実際の勤務先」「名義借りの態様」「現在の所属先」「連絡先(住所・電話等)」	2号 6号イ	「医療機関名」
	名義借りをしていた医師の状況調書 (医療機関立入検査時の医師数に反しないもの)	一部	「医療機関名」「名義借り医師の氏名」「生年月日」「免許登録番号, 免許登録年月日」「実際の勤務先」「名義借りの態様」「現在の所属先」「連絡先(住所・電話等)」	2号 6号イ	「医療機関名」
文書 10	東北大学医学部医師の「名義貸し」に係る医療機関立入検査結果	一部	「医療機関名」「標準数」「現員数」「過不足数」「充足率」	3号イ 3号口 6号イ	「医療機関名」「標準数」「現員数」「過不足数」「充足率」
	医療法第 25 条第 1 項の規定による立入検査に係る報告	一部	「医療機関所在地」「医療機関開設者」「常勤」「非常勤」「常勤換算数」「医師数合計」「虚偽報告数」「名義借りを行った経緯, 方法等」「今後の改善方針等」	3号イ 3号口 6号イ	「医療機関所在地」「医療機関開設者」「常勤」「非常勤」「常勤換算数」「医師数合計」「虚偽報告数」「名義借りを行った経緯, 方法等」「今後の改善方針等(平成 15 年 12 月 12 日付報告書を除く。)」
	医師の勤務実態調査票	全部	「医療機関名」「年度」「医師標準数」「氏名」「常勤」「非常勤」「常勤換算数」「非常勤の場合の勤務実態」「名義借りの有無」「備考」	2号 3号イ 3号口 6号イ	「氏名」「非常勤の場合の勤務実態」「備考」を除く全て
	名義借りをしていた医師の状況調書 (医療機関立入検査時)	一部	「医療機関名」「名義借り医師の氏名」「生年月日」「免許登録番号, 免許登録年月日」「実際の勤務先」「名義借りの態様(一部の記載のみ)」「現在の所属先」「連絡先(住所・電話等)」	2号 6号イ	「医療機関名」

	名義借りをしていた医師の状況調書（医療機関立入検査時の医師数に反しないもの）	一部	「医療機関名」「名義借り医師の氏名」「生年月日」「免許登録番号、免許登録年月日」「実際の勤務先」「名義借りの態様（一部の記載のみ）」「現在の所属先」「連絡先（住所・電話等）」	2号 6号イ	「医療機関名」
文書 11	医師の名義貸しに係る立入検査結果集計表（仙台市分）	一部	「病院名」「医師名」「当時の所属」「備考」	2号 6号イ	「病院名」「備考」
文書 12	〔文書 6～文書 10の文書〕		〔文書 6～文書 10に同じ〕	〔文書 6～文書 10に同じ〕	〔文書 6～文書 10に同じ〕
文書 13	医師の「名義借り」等が認められた医療機関一覧	一部	「医療機関名（仙台市内管轄保健所分のみ）」	3号イ 6号イ	「医療機関名」
	検査結果の特記事項	一部	「医療機関名」「所在地」「大学名」「病床数」「医師充足率（一部の記載のみ）」	3号イ 6号イ	「医療機関名」「所在地」「大学名」「病床数」「医師充足率」
	病院別一覧（仙台市保健所分）	一部	「医療機関名」「医療機関からの報告」「今回の立入検査結果」	3号イ 6号イ	「医療機関名」「医療機関からの報告」「今回の立入検査結果」
文書 14	〔文書 6～文書 10の文書〕		〔文書 6～文書 10に同じ〕	〔文書 6～文書 10に同じ〕	〔文書 6～文書 10に同じ〕
	医師の名義貸しに係る立入検査結果集計表（仙台市分）	一部	「病院名」「医師名」「当時の所属」「備考」	3号イ 3号口 6号イ	「病院名」「備考」
	病院別一覧（仙台市保健所分）	全部	「区分」「医療機関名」「医療機関からの報告」「今回の立入検査結果」	3号イ 6号イ	全て
文書 15	〔文書 6～文書 10の文書〕		〔文書 6～文書 10に同じ〕	〔文書 6～文書 10に同じ〕	〔文書 6～文書 10に同じ〕
	医師の名義貸しに係る立入検査結果集計表（仙台市分）	一部	「病院名」「医師名」「当時の所属」「備考」	3号イ 3号口 6号イ	「病院名」「備考」

	病院別一覧（仙台市保健所分）	全部	「区分」「医療機関名」「医療機関からの報告」「今回の立入検査結果」	3号イ 6号イ	全て
--	----------------	----	-----------------------------------	------------	----